

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第1 目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、農業者等の経営に甚大な影響が発生しており、今後、経営の継続・再建に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</p> <p>このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、</p> <p>(1) 実質無担保・無保証人貸付</p> <p>(2) 資金の償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を付した完全無担保・無保証人貸付（新たに融資対象物件に対する抵当権設定その他のいかなる担保も徴求せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も徴求しない貸付けをいう。第2の2の(2)の資金に限る。以下Ⅲにおいて同じ。）</p> <p>を措置することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の継続・再建に必要な資金の円滑な融通を図ることとする。</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第1 目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。以下同じ。）の影響により、農業者等の経営に甚大な影響が発生しており、今後、経営の継続・再建に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</p> <p>このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、</p> <p>(1) 実質無担保・無保証人貸付</p> <p>(2) 資金の償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を付した完全無担保・無保証人貸付（新たに融資対象物件に対する抵当権設定その他のいかなる担保も徴求せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も徴求しない貸付けをいう。第2の2の(2)の資金に限る。以下Ⅲにおいて同じ。）</p> <p>を措置することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の継続・再建に必要な資金の円滑な融通を図ることとする。</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～4 (略)</p>

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>5 貸付対象期間</p> <p>本措置及び<u>特例措置</u>に係る貸付対象期間は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>第 3 (略)</p>	<p>5 貸付対象期間</p> <p>(1) <u>実質無担保・無保証人貸付</u></p> <p>本措置に係る貸付対象期間は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(2) <u>完全無担保・無保証人貸付</u></p> <p><u>特例措置に係る貸付対象期間は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 2 条の期間とする。</u></p> <p>第 3 (略)</p>

附 則 (令和 3 年 2 月 12 日 2 経営第 2867 号)

この通知は、令和 3 年 2 月 13 日から施行する。